

千葉県農業農村整備事業発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領に係る運用事項

「千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」（以下、「取扱要領」という。）の適用に当たって、千葉県農林水産部が発注する農業農村整備事業に係る工事においては下記のとおり運用を定めておりますので、工事費内訳書の作成に際して御留意ください。

記

1 工事費内訳書の要件に係る運用

取扱要領第2条については、次のとおり読み替えて運用するものとする。

（工事費内訳書の要件）

第2条 工事費内訳書は、次の各号に掲げる費用のほか、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和6年国土交通省令第105号）第1条の規定による入札金額の内訳も明らかにして記載しなければならない。

一 直接工事費

二 共通仮設費

三 現場管理費

四 一般管理費等

五 スクラップ処分費等で工事価格から控除すべき費用がある場合は当該控除相当額（直接工事費に含まれる場合を除く。以下同じ。）

2 工事費内訳書は、別記第1号様式によるものとし、積算基準の適用の区分に応じ、次の表に掲げる項目を記載しなければならない。ただし、入札参加者が作成した独自の様式を用いることを妨げない。

工事種別	記載を要する項目
営繕	中科目別内訳まで
施設機械工事	細別（農林水産省の工事工種体系における細別）まで
その他の工事	細別（農林水産省の工事工種体系における細別）まで

3 前項の規定にかかわらず、予定価格5千万円未満の工事の入札にあつては、別記第2号様式によるものとし、積算基準の適用の区分に応じ、次の表に掲げる項目を記載しなければならない。ただし、施設機械工事の入札にあつては、予定価格5千万円未満であっても、別記第1号様式を用いるものとする。また、入札参加者が作成した独自の様式を用いることを妨げない。

工事種別	記載を要する項目
営繕	科目別内訳まで
施設機械工事	細別（農林水産省の工事工種体系における細別）まで
その他の工事	工種（農林水産省の工事工種体系における工種）まで

4 工事費内訳書は、別記第1号様式及び第2号様式によりがたい場合は、任意項目によることができるものとする。この場合において、県は記載すべき項目を入札公告又は指名通知書において示すものとする。

5 次の表の積算基準の適用の欄に掲げる工事に対するこの条及び第5条の規定の適用については、同表の費目の欄に掲げる費用を工事費内訳書に記載する場合にあっては、それぞれ同表の読み替える費目の欄に定める費用に読み替えるものとする。

積算基準の適用	費目	読み替える費目
施設機械（電気通信設備工事）	直接工事費	直接工事費、直接製作費（機器単体費に10分の6を乗じた額とする。）
	共通仮設費	共通仮設費、間接労務費（機器単体費に10分の1を乗じた額とする。）
	現場管理費	現場管理費、工場管理費（機器単体費に10分の2を乗じた額とする。）、機器間接費
	一般管理費等	機器単体費の一般管理費等（機器単体費に10分の1を乗じた額とする。）及び工事費の一般管理費等の合計額
施設機械（その他）	直接工事費	直接工事費、直接製作費
	共通仮設費	共通仮設費、間接労務費
	現場管理費	現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費